

4 美術館設置条例

鎌倉市鏑木清方記念美術館条例

(平成10年3月30日 条例第18号)

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鏑木清方の業績を永く後世に伝えるとともに、市民の教育、学術及び文化の発展に資するため、鎌倉市鏑木清方記念美術館(以下「美術館」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鎌倉市鏑木清方記念美術館	鎌倉市雪ノ下一丁目5番25号

(事業)

第3条 美術館の事業は、次のとおりとする。

- (1)鏑木清方に関する美術品及び美術資料等(以下「鏑木美術品等」という。)の収集、保管、展示及び利用
- (2)鏑木美術品等の調査及び研究
- (3)その他美術館の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 次に掲げる美術館の管理に関する業務(以下「指定管理業務」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1)美術館の利用の承認等に関する業務
- (2)美術館の施設及び設備並びに鏑木美術品等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (3)美術館の事業の企画及び実施に関する業務
- (4)その他教育委員会が定める業務

(休館日)

第5条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- (1)月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、同日後に最初に到来する日で休日以外の日)
 - (2)12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 美術館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第7条 美術館を利用しようとする者(鑄木美術品等を観覧しようとする者を除く。)は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の承認をするに当たり美術館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。
 - (1)美術館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2)施設等を破損するおそれがあると認められるとき。
 - (3)その他美術館の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金の支払)

第8条 前条第1項の承認を得た者又は美術館において鑄木美術品等を観覧しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめその利用又は観覧に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(利用料金の減免)

第9条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第10条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(鑄木美術品等の特別利用)

第11条 美術館が保管し、又は展示している鑄木美術品等を学術研究等のために特別に利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を承認しないものとする。
 - (1)鑄木美術品等の保全上支障があると認められるとき。
 - (2)美術館の管理上支障があると認められるとき。
 - (3)その他教育委員会が適当でないとき。

(利用の承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の承認を取り消し、又はその利用若しくは観覧を拒み、若しくは制限することができる。

- (1)第7条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2)第7条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3)その他やむを得ない理由により、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第13条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。